

福井市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月16日

福井市監査委員	浅野	信也
福井市監査委員	堀田	宏憲
福井市監査委員	青木	幹雄
福井市監査委員	玉村	正人

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

農林水産部

林業水産課（有害鳥獣対策室）及び中央卸売市場

工事・会計管理部

工事検査課及び技術管理課

教育委員会事務局

学校教育課（放課後児童育成室）、生涯学習課（中央公民館）

、文化財保護課、図書館、みどり図書館（清水図書館）及び桜

木図書館（美山図書館）

(2) 監査範囲

ア 農林水産部

令和3年度から5年度（9月末分まで）までの財務事務及び事務事業等の執行状況

イ 工事・会計管理部及び教育委員会事務局

令和4年度及び5年度（10月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

ア 農林水産部

令和5年11月2日から令和6年2月13日まで

イ 工事・会計管理部及び教育委員会事務局

令和5年12月4日から令和6年2月13日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(指摘事項)

公用車の破損を確認した際は、福井市財務会計規則第222条に基づき、自動車事故発生報告書を作成し、関係所属へ提出する必要がある。

しかし、所管課は、保有する車両の破損を確認したが、自動車事故発生報告書を作成しておらず、関係所属への報告を怠っていた。その結果、関係所属による公益社団法人全国市有物件災害共済会への保険の手続がなされなかった。

今後、車両の破損を確認した際は、自動車事故発生報告書を作成し、関係所属への報告を確実に行われたい。

【農林水産部林業水産課】

(指摘事項)

令和4年度に越前海岸の水仙畑の文化的景観保存活用連携協議会に対して支払った負担金について、実績報告に基づく負担金の額の確定がなされていなかった。

そのため、実際に支払った負担金の額と本来負担すべき負担金の額に差額が生じていたにもかかわらず、当該額について返還を求めていなかった。

負担金の支払に当たっては、負担金の財源が公金であることを念頭に、適切な事務処理を行われたい。

【教育委員会事務局文化財保護課】